

令和 3 年度 予算 編成 方針

本市では、東日本大震災の発災以来、震災からの復旧・復興並びに被災者の生活再建を市政の最優先課題に位置づけ、集中的な取組を行ってきたところであるが、去る令和 2 年 3 月に行った「復興達成宣言」に伴い、「名取市震災復興計画」の計画期間を終えることができた。

令和 2 年度は、「名取市第六次長期総合計画」の計画初年度として、また、「ポスト復興」の初年度として、目指す将来像の実現に向けた取組をスタートさせることとしていたものであるが、本年 1 月に国内初の感染者が確認され、3 月下旬以降、急速に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、国内経済及び国際経済は大きな混乱に見舞われ、本市においても多難な船出を余儀なくされたところである。

そのような中、本市の財政状況については、人口の増加等に伴い、税収が令和元年度決算で 1 1 8 億 6 千万円余りと 4 年連続で過去最大を更新したほか、これまで多額の費用を計上していた公債費や公営企業会計繰出金が減少傾向で推移するなど、収支に一定の改善が見られるものの、少子高齢化の進展等により引き続き扶助費が増加傾向にあるほか、震災後進めてきた各種公共施設の整備完了等に伴い、今後、多額の維持管理費が追加的に生じることが見込まれるなど、中長期的な財政運営については、依然として予断を許さない状況が続いている。

特に、令和 2 年度以降は、感染症の拡大に伴う地域経済の冷え込みや雇用情勢の悪化に伴い、税収が減少傾向に転じることが強く懸念されており、また、令和元年に発生した台風第 1 9 号への対応等により、財政調整基金の残高も大幅に減少していることから（財政調整基金のうち通常分の残高は、令和元年度末時点で 2 2 億 4 千万円余りとなり、前年度末時点から 8 億 1 千万円余りの減となった。）、最大限の緊張感をもって財政運営に取り組んでいくことが必要である。

このような厳しい状況の中ではあるが、令和 3 年度予算は「名取市第六次長期総合計画」の策定後、本格的に編成する初の予算となることから、感染症の拡大から市民の健康と生活を守るとともに地域活力の再生を図り、その上で、2 0 年後の未来を見据えた取組についても、着実に前へ進めていかなければならない。

社会情勢の大幅な変動に伴い、日々変化する様々な要請に応えつつ、「ポスト復興」、「ポストコロナ」時代における更なる飛躍を実現するため、令和3年度の予算編成に当たっては、「名取市第六次長期総合計画実施計画（以下「実施計画」という。）」に基づき、これまで以上に予算の重点化を行うとともに、歳出削減に向けた取組を強化しつつ、独自の財源も積極的に活用していくことを予算編成の基本方針とするので、各部等においては、下記の事項に十分に留意の上、予算要求を行うこと。

記

- 1 要求額の積算に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、コスト意識を持って積算すること。「第六次名取市行財政改革大綱」に基づき事務改善の着実な実施を図るとともに、経費の節減合理化を徹底して進め、事務事業の積極的な整理、統合を図るなど、所管の予算を抜本的に見直すこと。
- 2 新規事業や投資的経費に係る事業は、実施計画に基づき事業を選定することを基本とし、同計画にないものは、原則としてこれを認めないものであること。特に、投資的経費に係る事業については、実施計画の調製内容に従い、市内各地区の均衡に配慮した要求を行うこと。なお、予算編成に当たって従来行っていた「震災関連事業」と「通常事業」との区分については廃止する。
- 3 経常的経費については、国等の制度改正によるものや感染症対応にかかる費用を除き、義務的経費（人件費、扶助費、公債費及び繰出金）を除いた一般財源ベースで前年度当初予算額と同額以下とすること。なお、国等の制度改正によるものであっても、所要額を抑制するための十分な検討を行うこととし、安易な増額は避けること。
- 4 投資的経費に係る事業、経常的経費に係る事業ともに、関係機関からの情報収集に努め、国県支出金、市債等活用できる財源を漏れなく計上すること。また、国等の補正予算の動向等を注視し、令和2年度に前倒しが可能な事業については、財源措置について十分確認の上、事業の前倒しについて検討すること。
- 5 多様な主体による市民本位のまちづくりを進めるため、地域活動の活性化や地域の人材育成、交流機会の創出に向けた施策に取り組むこと。事務事業の民営化や民間委託、官民協働等による行政の効率化やサービスの向上が期待でき

- るものについては、適切な業務分析やコスト比較を行った上で、これらの導入に向けた積極的な検討を行うこと。
- 6 地域の特性と魅力を最大限引き出すため、本市が有する地域特性や地域資源をより深く認識し、それらを有効に活用した施策に取り組むこと。市の魅力を戦略的に内外へ発信すること等を通じ、地域への誇りと愛着の醸成が図られるような施策を推進すること。
 - 7 時代の変化に対応した持続的な発展を目指すため、単に従来の取組を踏襲することなく、本市を取り巻く環境の変化等を勘案した戦略的な取組を推進すること。AIやRPAなど新技術を活用することで行政の効率化やサービスの向上が期待できるものについては、適切な業務分析やコスト比較を行った上で、これらの導入に向けた積極的な検討を行うこと。特に、業務のデジタル化やオンライン化については、感染症の拡大に伴い、国においても最重要事項として集中的に推進していくこととしており、いわゆる「新たな日常」の構築を視野に取組を進めること。
 - 8 歳入予算については、額の多寡を問わず貴重な財源であるという認識に立ち、収入の見積りに当たっては、その確保に十分に配慮すること。特に、新規事業（事業の拡充を含む。）を要求する際は、公費負担のあり方について十分な検討を行うとともに、受益者負担金や国県補助金、公益団体等による助成金の充当可能性について精査すること。
 - 9 特別会計及び企業会計については、経営の基本原則を踏まえ、事業収益の確保に努めるとともに、合理的かつ効率的な運営を行うこと。一般会計からの繰出金については、法令等の基準に基づき措置することとするので、単に財源不足を理由に一般会計に負担を求めることは避けること。
 - 10 予算要求に当たっての具体的な方法や留意点等については、「令和3年度予算編成要綱」並びに財政課より別途通知する「令和3年度予算要求書作成上の留意事項」によるものであること。
 - 11 この方針に沿わないと判断される要求書は、受け取らず、差し戻すので特に留意すること。

以 上